経過措置により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額 (イ)			6
普通株式等Tier１資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			10
繰延ヘッジ損益の額			11
適格引当金不足額			12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			14
前払年金費用の額			15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			17
少数出資金融機関等の普通株式の額			18
特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他Tier１資本不足額			27
普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
普通株式等Tier１資本			
普通株式等Tier１資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)			29
その他Tier１資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額			31a
その他Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
その他Tier１資本調達手段に係る負債の額			32
特別目的会社等の発行するその他Tier１資本調達手段の額			30
その他Tier１資本に係る調整後少数株主持分等の額			34-35
適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			33
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			35
経過措置によりその他Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
その他Tier１資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
その他Tier１資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier１資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額			40
経過措置によりその他Tier１資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			